

人・農地プラン

策定年月	平成25年3月
更新年月日	令和5年3月17日
目標年度	令和15年
市町村名 (市町村コード)	鹿角市 (5209)
地域名	錦木
(地域内農業集落名)	五軒屋・根市戸・浜田・古川・沢尻・室田・冠曲曲谷地

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	259 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	179 ha
② 田の面積	233 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	26 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	29 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	301 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	90 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	12 ha
(備考) 遊休農地面積 5 ha(1号遊休農地)	
⑤は、市内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計。	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

地区内の大半が30a区画の整備田で構成される水田地帯であり、大半が農業法人や認定農家に集積している一方で分散錯圃の解消に向けた集約化などが課題に挙げられる。

(3) 地域における農業の将来の在り方

地区内の集落営農型法人をはじめ地域内の担い手の経営基盤の強化を図ると共に、後継者を含む将来の担い手の確実な確保を進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	61	%	将来の目標とする集積率 68 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
団地数の削減及び団地面積の拡大を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員等と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
人農地プラン実質化推進チームの構成団体が連携し、それぞれの業務を通じて経営規模の縮小や離農を行う人達に対して農地中間管理事業の利用を呼びかけると共に、担い手同士による集約化に向けた話し合い等を支援し、担い手への農地集積と分散錯圃の解消を図る。
(3)基盤整備事業への取組
道下タ地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の令和8年度からの実施に向けて計画策定を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
就農希望者に対しては、鹿角市農業農村支援機構がワンストップ窓口となり、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介のほか、生産技術や経営については普及指導センターや農業協同組合等が重点的な指導を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

①	鹿角市鳥獣被害防止計画に基づき、ツキノワグマやニホンジカ、イノシシ等による農業被害防止に資する各種支援策を実施する。
②	
③	鹿角市スマート農業推進協議会による実証試験結果等を基に、農業者への普及と該当機械の導入支援に取組む。
④	りんご(秋田紅あかり)ともも(かづの北限の桃)を核として、アジア圏を主な輸出ターゲットと位置づけ、県や輸出商社等と連携を図りながら海外への輸出量の拡大を図る。
⑤	鹿角地域果樹産地構造改革計画の達成に向けて、果樹経営支援対策事業等により栽培面積の維持、向上等を図る。
⑥	
⑦	多面的機能支払交付金事業等を通じて、農地保全のみならず区域内で行われる地域での共同活動を支援し、地域農業環境の維持を図る。
⑧	
⑨	

4 プランに登載された中心経営体

[illegible]

